

現 場 説 明 書

1 業 務 名 根岸人道橋ほか橋梁塗膜調査予備設計業務
2 監 督 員 土木部 道路補修課

説 明 事 項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 する しない
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 する(一回以内) しない

4. 継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について

- (1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初 年 度 (年度)	%	支払限度額・委託代金額 の %
第 2 年 度 (年度)	%	支払限度額・委託代金額 の %
第 3 年 度 (年度)	%	支払限度額・委託代金額 の %

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| ア 委託代金内訳書 | 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要 |
| イ 工 程 表 | 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要 |
| ウ 着 手 届 | 着手後5日以内に提出すること。 |
| エ 現場代理人及び主任技術者等届 | 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。 |
| オ 下 請 負 者 届 | 下請負を発注の都度、提出すること。 |

カ 直 営 工 事 届

下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるとときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	----	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について（別紙）

業 務 委 託 仕 様 書

業務仕様書

総 貝 口

(適用範囲)

- 1 この共通仕様書は、本市の土木事業に係る調査、設計、計画及び解析に関する業務委託に適用する。また、本業務の仕様は、神奈川県の測量・調査・設計業務共通仕様書に準拠するものとする。
- 2 設計図及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

(用語の定義)

指示、承諾、協議とは次の定義による。

- 1 指示とは、受託者側の発議により監督員が受託者に対し監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 2 承諾とは、受託者の発議により受託者が監督員に報告し監督員が了解することをいう。
- 3 協議とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

(業務計画書)

- 1 受託者は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し、監督員に提出して、承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 3 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

(管理技術者と編成)

- 1 受託者は、技術業務を行う班編成とその内容を作成し、監督員に提出及び承諾を得なければならない。
- 2 管理技術者は、本業務の試料採取、作業環境管理・廃棄物処理検討に関する全工程を統一的に監督するため、技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環）、技術士（総合技術監理部門：廃棄物・資源循環）あるいは RCCM（廃棄物）の資格保有者、かつ日本語に堪能でなければならぬ。
- 3 管理技術者は、監督員の指示する一切の事項を処理するものとする。
- 4 管理技術者は、屋外における設計業務等に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- 5 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

(照査技術者及び照査の実施)

- 1 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、業務計画書に記載しなければならない。
- 2 照査技術者は、技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環）、技術士（総合技術監理部門：廃棄物・資源循環）あるいは RCCM（廃棄物）の資格保有者でなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し、業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

4 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

(担当技術者)

担当技術者は、有害物質の可能性のある試料採取作業であることから、鉛作業主任者もしくは特定化学物質作業主任者の資格保有者から選任し資格証の写しを提出すること。

(事務管理)

受託者は、業務実施にあたり別に定める適用示方書等を尊守し、常に善良なる管理を行い業務の方針及び条件について不明確な点がある場合、また改善の必要が認められる場合は協議をしなければならない。

(打ち合わせ)

1 受託者は、業務を円滑に遂行するために監督員の指示する個所など、必要な段階で手戻りのないよう監督員と打ち合わせを行い、その内容についてはその都度受注者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

2 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打ち合わせを行うものとし、その結果について受注者が書面(打ち合わせ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

3 共通仕様書、設計図及び特記仕様書に記載されていない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、監督員と協議を行い、その内容については、受注者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(資料等の交付及び返還)

1 受託者は、貸与する事に定められた図面及びその他関係資料等を監督員に請求して交付を受けるものとする。

2 受託者は、交付された図面及び資料等は業務委託の完了後ただちに返還しなければならない。

(成果の作成)

受託者は、調査、設計、計画及び解析業務の成果の整理を行う場合は事前にその内容について、監督員と協議するものとする。

(検査)

1 受託者は、特記仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した個所又は主要な作業段階の区切り目等には、監督員の確認を受けなければならない。

2 受託者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品及び関係資料等を揃えておくものとし、管理技術者が検査を受けなければならない。

(成果品)

成果品はこの仕様書に定めるもののほか、特記仕様書によるものを提出する。

(秘密の保持)

受託者は、受託業務内容及びその結果を監督員以外に公表、貸与又は使用してはならない。なおやむおえない場合には、文書により申請して監督員の承諾を得なければならない。

特記仕様書

1 件名

根岸人道橋ほか橋梁塗膜調査予備設計業務

2 目的

本業務は、横須賀市が所有する橋梁に塗布されている塗膜中の PCB・鉛・クロム及び石綿（アスベスト）の含有量及び溶出量を調査し、今後の橋梁補修工事（塗装工）における施工方法、ばく露防止対策及び廃棄物の処理方法等の基礎資料とすることを目的とする。

3 業務内容

(1) 調査範囲

本業務対象の橋梁は別表 1 に示す 5 橋とする。

(2) 現地踏査（下見）

塗膜採取に先立ち現地踏査を行い、現地の概況（現況交通状況・周辺環境状況等）を確認の上塗膜採取場所の選定を行うこととする。

現地踏査結果については、状況をまとめ、監督員へ現地踏査の結果を報告し、使用する機材及び作業手順を業務計画書として承諾を得ること。業務計画書には採取にあたり作業車両の停車位置や周辺住民等への作業の通知等を含むものとする。

(3) 塗膜採取

ア 塗膜の採取は、1 箇所/橋を基本とし、現地踏査において明らかに部分的な塗替え塗装が行われた形跡が確認された場合、採取箇所数について監督員と協議を行う。

イ 作業員が安全に採取することが出来る箇所、かつ塗装状態（塗膜の剥がれ等の状況）から塗膜の採取後の塗装の劣化が比較的少ないと想定される箇所を選定する。

ウ 現場での塗膜採取作業の際には、周辺環境を汚染するこがないよう養生等を行い、細心の注意を払う。

エ 試料採取後は錆止めにて復旧を行うこと。なお、復旧に際しては監督員の承認を得た材料を使用し、採取箇所の劣化、飛散等が起きないよう十分配慮すること。場合によっては類似色塗料にて上塗り塗装を行うこと。

(4) 分析方法

採取した塗膜の（PCB・鉛・クロム）の分析方法は表1に塗膜中の石綿の分析方法は表2に示す。

表1 塗膜分析

対象物質	分析方法	
	含有量試験	溶出試験
PCB	低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第5版）8. 塗膜くず（含有量試験）	
鉛	JIS K 5674 附属書A	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）
総クロム※	JIS K 5674 附属書B	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）

※溶出試験は、六価クロムを対象とする。

※PCB の飛散防止の観点により、分析実施施設は関東エリアに存在することとする。

表2 塗膜中の石綿分析

対象物質	分析方法	
石綿定性	J I S A 1 4 8 1 - 1	市販パルク材からの試料採取及び定性的判定方法

※JIS 法によりクリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アクチノライト、アンソフィライトの定性分析を行う。

4 成果品

成果品については下記の通りとする。

(1) 総括報告書（試験成績書、結果一覧表、現場写真）

*報告書はA4版：簡易製本及び電子データ(CD-R)を2部とする。

*現場写真については1地点につき以下に示す6枚を撮影すること。

- ア 剥ぎ取り前（近景）
- イ 剥ぎ取り前（遠景）
- ウ 剥ぎ取り作業中
- エ 剥ぎ取り作業後
- オ 塗装復旧状況
- カ 採取試料

(2) 施工計画書（作業手順書を含む）

- (3) 調査結果において有害物質含有が判明した場合には、橋梁補修工事（塗装工）における施工方法及び施工時の適切な作業環境管理方法の検討に必要なばく露防止対策の概略について取りまとめを行うこと。
- (4) その他必要とされる技術的資料他

5 採取試料の返却

調査の結果 PCB 含有廃棄物となった残試料については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）に従い横須賀市へ返却することとする。

6 作業中の安全対策

作業中の安全対策は下記の通りとする。

- (1) 作業員のばく露防止対策として試料採取作業に見合ったレベルの化学防護服及び保護具の選定を行うこと。
- (2) 作業者の安全対策として 2 人以上で作業を行うこと。
- (3) 周辺作業範囲に安全対策を講じ業務を行い、必要に応じて別途警備員の配置を行うこと。

7 分析機関の要件

分析機関は次の要件を満たすものとし、要件を満たすことを証する書面を提出すること。

- (1) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）に規定する計量証明事業の登録を受けていること。
- (2) ISO/IEC17025、MLAP、環境省ダイオキシン類請負調査の受注資格等、PCB やダイオキシン類等の分析に関する規格類の認証／認定／審査を受け、運用していること。
- (3) 分析を行う者は次のいずれかとする。

ア 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される A ランク又は B ランクの認定分析技術者

イ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修 修了者」、「アスベスト偏光顕微鏡インストラクター」

8 適用仕様書

本業務は、設計書によるものその他、「測量・調査・設計業務共通仕様書（神奈川県 令和 2 年 4 月）」によるものとする。

9 成果品の照査

本業務における基本事項の照査は、「業務仕様書 総則」（照査技術者及び照査の実施）に基づき実施するものとする。

10 資料などの貸与

- ・名 称：定期点検調査書（平成 27 年度、平成 28 年度、令和元年度）
- ・数 量：1 冊
- ・貸与場所：横須賀市役所
- ・貸与時期：契約後すみやかに
- ・貸与期間：貸与開始から必要な期間

11 その他

- (1) 試料採取にあたり必要に応じて道路使用許可申請書類を作成すること。
- (2) 業務に際しては、関係法令の基準等を遵守し、適切に対応すること。
- (3) その他仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については別途監督員と協議の上決定すること。

塗膜調査 【PCB・鉛・クロム、石綿(アスベスト)】

別表 1

No	橋りょう名	場所	竣工年月日	点検年月日	健全度
1	105. 根岸人道橋 L=26.54m	森崎 1-3-6 市道 4736 号	1969 年 昭和 44 年	平成 28 年度	II
2	152. 長瀬人道橋 L=38.50m	久里浜 7-2-1 市道 5078 号	1968 年 昭和 43 年	平成 28 年度	III
3	372. 五郎橋 L=27.20m	根岸町 4-1 市道 7756 号	1972 年 昭和 47 年	令和元年度	II
4	5. 山崎歩道橋 L=13.50m	三春町 6-4 市道 1006 号	1971 年 昭和 46 年	平成 27 年度	III
5	6. 公郷歩道橋 L=15.80m	公郷町 2 市道 7756 号	1968 年 昭和 43 年	令和元年度	I

電子データ作成に係る詳細事項

1 電子データ格納媒体

- (1) 提出を受けた電子データの原本性を確保するため、提出する媒体には格納データの書き換えが不可能な CD-R のみを使用する。(CD-RW、DVD は不可)
- (2) 1枚の CD-R に格納することを原則とし、収まらない場合は各媒体のラベルに何枚目/総枚数を明記する。
- (3) CD-R は、ISO9660 フォーマット（レベル 1）を標準とする。

注.) 「ISO9660」は、汎用性が高い CD-R/RW 用の標準フォーマット規格である。

この規格は、ファイル名として使用可能な文字数に応じてレベル 1～3 が規定されている。

この他に、Windows95/98/NT 用に Microsoft が ISO9660 を拡張した「Joliet」Macintosh 用の独自フォーマットである、「HFS」、UNIX 系の OS 用の ISO9660 を拡張した「RockRidge」などがあるが、本業務では利用しないこと。

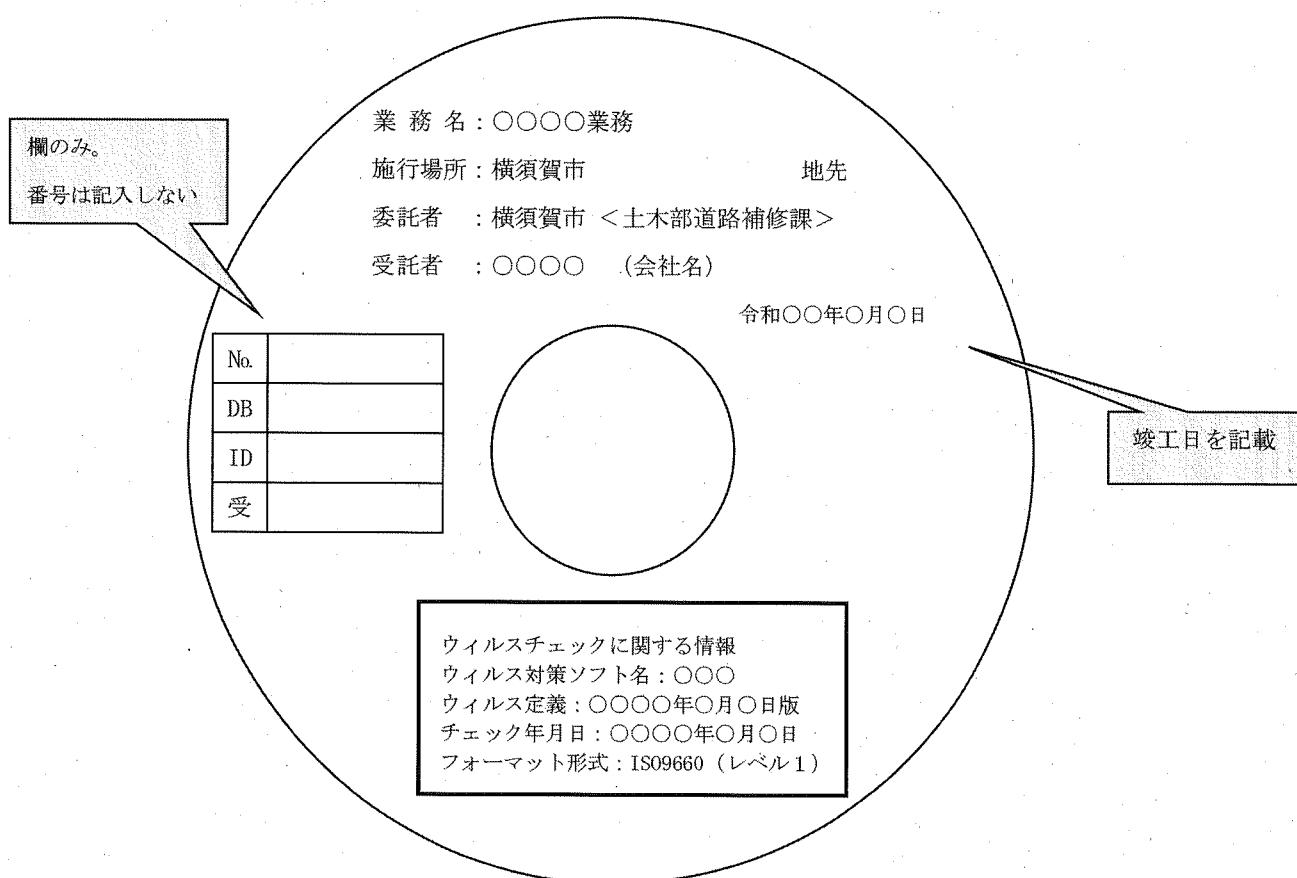
2 ウィルスチェック

- (1) 受託者は、成果品の電子データの格納が終了した時点で、確実にウィルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを使用し、最新のウィルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (3) CD-R の表面には、「使用したウィルス対策ソフト名」、「ウィルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。

3 ラベル作成

- (1) 提出する媒体には、次ページの「提出媒体のラベル表示例」の通り、各項目を表示すること。
- (2) 表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。
注.) ボールペン、鉛筆など硬質な筆記具の使用は CD-R を破損させ、読み取り不能となる恐れがあることため使用不可とする。

提出媒体のラベル表示例



提出媒体ケース背表紙表示例

〇〇〇〇業務 令和〇〇年〇月〇日

竣工日を記載

積算諸条件調書に係る追加事項

1 市独自単価及び積算における補足資料について

~~本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、「ホームページ（工事積算情報）」の「市独自単価一覧表（土木工事編）」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。~~

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisan.html>

2 市場単価の端数処理について

~~市場単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。~~

~~なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（少数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価=金額を算出している。~~

3 基準書等の適用について

本業務は、以下の基準書等を使用し、積算している。

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1) 設計業務等標準積算基準書 | 令和2年8月1日版 |
| 2) 積算参考資料（計画・調査編） | 令和2年8月1日版 |
| 3) 建設機械等損料表 | 令和2年度版 |

令和 02 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当初)

設 計 書 番 号	年度 02	
事 業 所 名	横須賀市土木部	
(工事・業務)名	根岸人道橋ほか橋梁塗膜調査予備設計業務	
(工事・業務)箇所	横須賀市森崎1丁目3番地先ほか4箇所	
(河川・路線・区域)名	市道4736号ほか	
単価採用地区名	横須賀	
事 業 区 分	単費	
工 期	80 日間	
設 計 金 額	(円) 円	
設 計 概 要		
(起工・変更)理由		

横須賀市

令和 02 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当初)

<支出科目>

款	09 土木費
項	02 道路橋りょう費
目	02 道路橋りょう維持費
節	13 委託料
細節	90 工事請負に係る委託料 [維持目]

<合併区分情報>

合併処理設定	しない
	区 分 1
	区 分 2
	区 分 3
	区 分 4
	区 分 5
	区 分 6
	区 分 7
	区 分 8

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)				
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

令和 02 年度 積算諸条件調書(当初)

経費等情報	レ 設計業務	委託先／ α 、 β	建設コサイン／ $\alpha=35\%$ 、 $\beta=35\%$			
		電子成果品作成費	計上する(詳細設計)			
		旅費交通費	計上する(設計)			
	測量業務	安全費率				
		電子成果品作成費				
		旅費交通費				
	地質・土質調査業務	電子成果品作成費				
		施工管理費				
		旅費交通費				
	地質・土質調査業務(解析)	委託先／ α 、 β				
	港湾測量業務	技術経费率				
	港湾磁気探査業務	技術経费率				
	業務委託	諸経费率				
		技術経费率				
積算数量等情報	設計業務等標準積算基準書 適用年版	令和02年8月1日適用				
	資材等単価表 適用年版	令和02年10月1日基準				
	名称	採用数量	単位	備考		
	橋梁点検車	1	日			
	車両回送費	1	日			
	レンタル補償費	1	日			
	連絡車(ライトバン)運転費	2	日			
	交通誘導警備員B(昼間)	2	人			
(その他情報欄)						

本工事費内訳書

(上段:前回 下段:今回)

費目 工種 種別	数量	単位	単価	金額	摘要
設計業務					
設計業務費					
	1	式			
道路構造物設計					
	1	式			
橋梁設計					
	1	式			第 1001 号 内訳書
直接経費					
	1	式			第 1002 号 内訳書
旅費交通費(率計上分)					
	1	式			
電子成果品作成費(率計上分)					
	1	式			
直接原価計					
	1	式			
その他原価					
	1	式			
一般管理費等					
	1	式			
設計業務価格					
	1	式			
消費税及び地方消費税相当額					
	1	式			
業務委託料					
	1	式			

第1001号 内訳書
橋梁設計

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 橋梁設計		式			第1001号下内
	1				
合 計					

第1002号 内訳書
直接経費

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 価	金 額	摘 要
(AMA0020) 旅費交通費		式			第1002号下内
	1				
(AMA0030) 安全費		式			第1003号下内
	1				
(AMA0040) 塗膜調査・分析		式			第1004号下内
	1				
合 計					

第1001号 下位内訳書
AMA0010 橋梁設計

1 式 当り
適用年版 T0210

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 值	金 额	摘 要
(SJ0010) 打合せ協議	1	式			第1001号単価表
(SJ0020) 現地踏査	1	式			第1002号単価表
(SJ0030) 施工計画書作成	1	式			第1003号単価表
(SJ0040) 試料採取	1	式			第1004号単価表
(SJ0050) 成果品作成費	1	式			第1005号単価表
合 計					
	1	式			円／式

第1002号 下位内訳書
AMA0020 旅費交通費

1 式 当り
適用年版 T0210

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	单 值	金 额	摘 要
(D18068) 連絡車（ライトバン）運転費		日			第1006号単価表
J01=2					
合 計					
	1	式			円／式

第1003号 下位内訳書
AMA0030 安全費

1 式 当り
適用年版 T0210

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘要
(WB010212) 交通誘導警備員B		人日			第1007号単価表
(TJ0160) 安全対策費		1 式			
合 計					
		1 式			円／式

第1004号 下位内訳書
AMA0040 塗膜調査・分析

1式 当り
適用年版 T0210

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0010) 橋梁点検車		日			
(TJ0020) 車両回送費		日			
(TJ0030) レンタル補償費		日			
(TJ0040) 機器損料 塗膜剥離装置		式			
	1				
(TJ0050) 消耗品費 化学防護服		式			
	1				
(TJ0060) 消耗品費 防塵マスクフィルター		式			
	1				
(TJ0070) 消耗品費 補修に伴う塗料資材		式			
	1				
(TJ0080) 塗膜含有分析 PCB		検体			
	5				
(TJ0090) 塗膜含有分析 鉛		検体			
	5				
(TJ0100) 塗膜含有分析 六価クロム		検体			
	5				
(TJ0110) 塗膜溶出分析 溶出前処理		検体			
	5				
(TJ0120) 塗膜溶出分析 鉛		検体			
	5				
(TJ0130) 塗膜溶出分析 六価クロム		検体			
	5				

第1004号 下位内訳書
AMA0040 塗膜調査・分析

1 式 当り
適用年版 T0210

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	單 価	金 額	摘要
(TJ0140) 石綿分析 定性分析					
	5	検体			
合 計					
	1	式			円／式

第1001号 単価表
SJ0010 打合せ協議

1 式 当り
適用年版 T0210

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0404) 技師 (B)		人			
	2				
合 計					
		式			整数止め切捨て 円／式
	1				

第1002号 単価表
SJ0020 現地踏査

1 式 当り
適用年版 T0210

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0404) 技師 (B)		人			
	1				
(R0405) 技師 (C)		人			
	1				
合 計					
		式			整数止め切捨て 円／式
	1				

第1003号 単価表
SJ0030 施工計画書作成

1 式 当り
適用年版 T0210

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0404) 技師 (B)		人			
	2				
(R0405) 技師 (C)		人			
	3				
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円／式

第1004号 単価表
SJ0040 試料採取

1 式 当り
適用年版 T0210

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0404) 技師 (B)		人			
	2				
(R0405) 技師 (C)		人			
	2				
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円／式

第1005号 単価表
SJ0050 成果品作成費

1 式 当り
適用年版 T0210

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 領	摘 要
(R0404) 技師 (B)		人			
	1				
(R0405) 技師 (C)		人			
	2				
合 計					
		式			整数止め切捨て 円／式
	1				

第1006号 単価表
D18068 連絡車 (ライトバン) 運転費

1 日 当り
適用年版 T0210

名 称	数 量	単 位	単 価	金 領	摘 要
(Z006704001) ガソリン レギュラー		L			[1]
(Z345100100) ライトバン 1500CC 運転1時間当たり 9欄		時間			[1]
(Z345110100) ライトバン 1500CC 供用1日当たり 11欄		供用日			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)		式			
	1				
合 計					
		日			円／日
	1				
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 運転時間(小数第1位, 2位四捨五入)	2	2			

第1007号 単価表
WB010212 交通誘導警備員B

1 人日 当り
適用年版 T0210

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0804) 交通誘導警備員B		人			
合 計					
	1	人日			円／人日

登録單価一覽表

本工事内訳書

本工事内訳書

(2)

位 置 図

記 号

縮 尺

1 : 5000

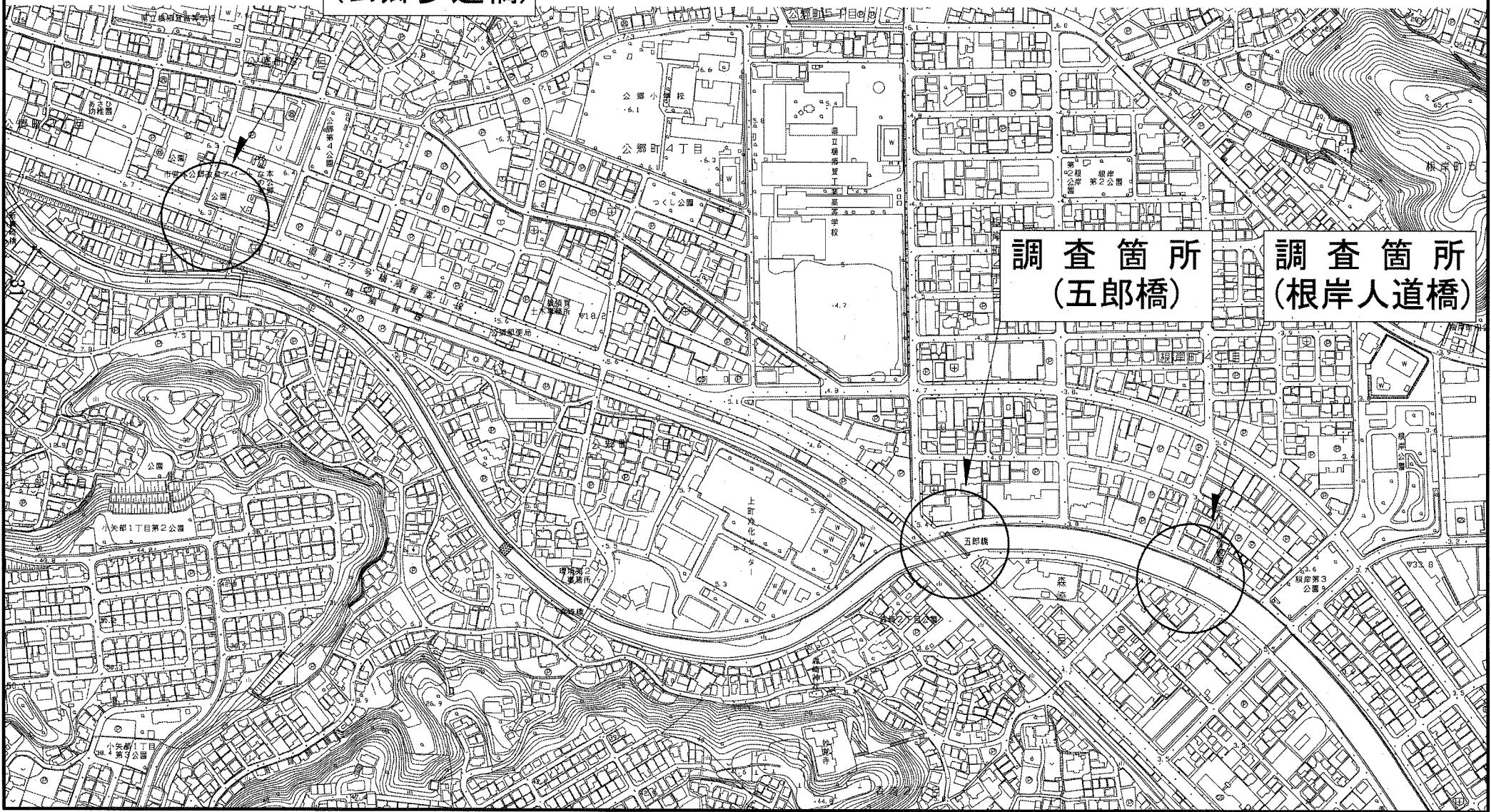
制 定 年 度

根岸人道橋ほか橋梁塗膜調査予備設計業務
横須賀市森崎1丁目3番地先ほか4箇所

調査箇所
(公郷歩道橋)

調査箇所
(五郎橋)

調査箇所
(根岸人道橋)



位 置 図

記 号

縮 尺

1 : 2500 制 定 年 度

根岸人道橋ほか橋梁塗膜調査予備設計業務
横須賀市森崎1丁目3番地先ほか4箇所



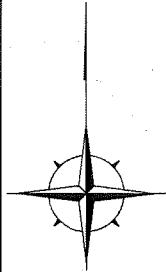
位 置 図

記 号

縮 尺

1 : 2500 制 定 年 度

根岸人道橋ほか橋梁塗膜調査予備設計業務
横須賀市森崎1丁目3番地先ほか4箇所



調査箇所
(山崎歩道橋)

山崎小学校

